

## 主 文

本件各申立を棄却する。

昭和五五年六月一七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	本	一	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	鹽	野	宣	慶
裁判官	宮	崎	梧	一